

「第3次南房総市障害者計画・障害福祉計画（第6期）（素案）」に関する
パブリックコメント実施結果について

保健福祉部社会福祉課

1 目的

障害者施策に関する基本的な事項を定める「障害者計画」と障害福祉サービスの見込み量と確保方策を定める「障害福祉計画」を一体的に策定する「第3次南房総市障害者計画・障害福祉計画（第6期）（素案）」を策定しました。これについて広く市民の皆様から御意見をいただくため、パブリックコメントを実施しました。

2 実施期間

令和2年12月25日（金）から令和3年1月25日（月）までの32日間

3 周知方法

- (1) 広報みなみぼうそう1月号お知らせ版にパブリックコメントの実施について掲載
- (2) 社会福祉課、市民課、朝夷行政センター及び各地域センターで計画（素案）の閲覧を実施
- (3) 市ホームページに計画（素案）を掲載

4 意見の提出状況

意見の提出者 1人（3件）

5 意見の概要と意見に対する考え方

該当箇所	意見の内容	意見に対する考え方
<p>第2節 自立し、生きがいを持って社会参加できる環境づくり</p> <p>5. 地域福祉体制の推進支援</p> <p>③相談支援体制および情報収集・提供</p> <p>福祉総合相談窓口（総合案内）の設置</p>	<p>昨年の通常国会で改正社会福祉法が成立。いわゆる福祉の窓口のワンストップについて、国から自治体への支援があります。障害者計画において、どのように取り組みをされるか。</p>	<p>本市では、さまざまな困りごとを包括的に受け止め、適切な専門部署につなぐ福祉総合相談窓口体制を目指すこととしています。</p> <p>本計画においては、南房総市の最も効率的で効果的な窓口体制を構築できるよう、施策として福祉総合相談窓口の設置を位置づけています。</p> <p>窓口の設置については関係機関と連携を図りながら、その仕組みや運営方法等について検討してまいります。</p>
<p>第3節 すべての人にやさしいまちづくり</p> <p>1. 建築物の整備</p> <p>公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化</p>	<p>バリアフリーについて。国の制度に関わる部分についての取り組みがどうなっているか、明らかにしていきたい。</p>	<p>国では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（改正バリアフリー法）」により、ハード・ソフトの両面からの取組を推進しています。</p> <p>この取り組みを主眼に置きながら、本市のバリアフリー施策については、千葉県福祉のまちづくり条例に基づき整備を推進しているところです。</p> <p>公共施設のバリアフリー化については、国や県の施策を踏まえ、誰もが利用しやすい施設の</p>

該当箇所	意見の内容	意見に対する考え方
		<p>整備を目指していることから、計画素案における記載は現行のとおりと考えています。</p>
<p>第3節 すべての人にやさしいまちづくり</p> <p>2. 移動支援の推進</p> <p>①移動・交通手段の整備</p> <p>コミュニティバス等の推進</p>	<p>移動手段の問題については、館山市・南房総市と共同策定の地域公共交通網形成計画との連携を盛り込んでほしい。</p> <p>現在、館山市独自と館山市との事業で、2つの循環バスが実証実験で運行。さらに地域福祉計画、高齢者計画と整合性をとりながら、交通空白地帯から各地域中心部までの移動手段・外出支援について、具体的な施策を明らかにしていただきたい。</p> <p>いわゆる、あらゆる送迎の輸送サービスの活用の可能性も検討項目に。</p>	<p>生活圏を共にする南房総市と館山市では、令和元年度に「南房総・館山地域公共交通活性化協議会」を立ち上げ、合同による「地域公共交通計画」の策定に取り組んでいます。</p> <p>今後、日常的な生活交通を維持しながらすべての市民にとって利便性の高まる交通ネットワークの構築に取り組んでいく予定です。</p> <p>そのため、地域における輸送資源を活用することによる多様な可能性を検討し、移動困難者や交通空白地等の課題解消に繋がりたいと考えています。</p> <p>については、計画素案の該当箇所に「地域公共交通計画」に基づくことを記載します。</p>